

フランスにおける初等学校教員養成改革の研究

—関連法規と事例を中心にして—

尾上 雅信 (岡山大学教育学部)

本稿は、1990年代から開始されたフランスの教員養成制度の抜本的な改革について、初等学校教員の養成を対象に主として法制上での整理と紹介をする。伝統的な師範学校による独占的な初等学校教員の養成を維持してきたフランスでは、新たに大学付設教師教育部を創設し、学士号取得(大学卒業)者を対象とした2年課程の統一的な、そして採用試験とリンクさせた教員養成システムを発足させた。その特徴は、第1学年修了時に採用試験を実施し、合格者(試補採用者)を第2学年に進級させること、大学に付設することで主として教科専門教育において大学のスタッフの協力を求めること、長期間の教育実習をコアにした教育課程の展開などがあげられる。

キーワード：教員養成，フランス，初等教育，師範学校，大学

I. 序章

1. はじめに

本稿の主題は、現代フランスにおける初等学校教員の養成をめぐる抜本的な制度改革について、先行研究と関連法規および具体的事例を整理・紹介することにある。

フランスでは、伝統的に初等学校教員の養成は、中等以上の段階の教員養成とは異なり、各県に設置された師範学校がほとんど独占的に担当してきたと言ってよい。およそ19世紀後半に確立されたこの独占的養成体制に、1990年代、教員とその養成制度全般にわたる抜本的な改革のなかで、改革のメスが入れられ、今もなお継続、改善が模索されている。

本稿では、この改革の動向について、主要な先行研究⁽¹⁾および改革関連の法規⁽²⁾の整理を行い、あわせて新たな養形成態の具体的事例の提示を通して報告することを目的とする。従って、報告の対象は、いわゆる「初等学校教員(後述のように、我が国とは意味・内容・処遇等が異なる)」の養成システムに限定し、時期的範囲は1990年代初頭を中心としている。

2. 師範学校と初等学校教員

フランスでは従来、初等学校教員は「教諭(instituteur)」と呼ばれ、小学校教員と保育学校(幼稚園: école maternelle)の教員の両方を含めており、両者は養成のうえでも任用・待遇のうえでもまった

く同一で、場合によっては保育学校から小学校への持ち上がり担任もあり得た⁽³⁾。これをほぼ独占的に養成してきたのが、師範学校であった。その歴史を概略すれば、およそ以下ようになる。

師範学校(école normale)という用語および組織は、フランス大革命期に登場する。革命による大混乱のなかで教員不足解消のために1794年10月24日に革命議会(国民公会)に提出された師範学校法案(rapport et décret sur Ecole normale)とその議決にもとづいて1795年1月20日にパリに設置された師範学校がそれである。ただし、これは設置間もない5月19日には閉鎖され、また各地に設置される予定であった地方師範学校は開設をみるにいたらなかったのである⁽⁴⁾。現実に師範学校が設置され、制度として機能するのは、19世紀になってからのことである。

師範学校制度の基礎を築いたのは、1833年のギゾー法(1833年6月28日の法律)で、これにより、①各市町村に小学校の設置が義務づけられ、②教員の資格としての初等教員証書が定められ、同時に公費による俸給の給付が認められ教職というものの明確化がはかられ、さらに③その教員の養成を行う師範学校を原則として各県に1校設置・維持することが義務づけられたのである⁽⁵⁾。師範学校に関する規定は1836年には女子(教員)にも拡大され、また初等教育視学官制度の充実とともに教員のための講習会の開催など、師範学校制度の法制的な基盤がかためられたのであった⁽⁶⁾。

この師範学校制度が実効性をともなって確立されたのは、第三共和政期であった。第三共和政成立期には積極的かつ全般的な教育改革が断行された。師範学校についても、1879年8月9日の法律で、国家の公的教育機関とされ施設・設備の設置・維持は各県に義務づけられ、各県には原則として男女それぞれの師範学校が置かれることとなった。引き続き1881年1月22日の省令をはじめとする一連の法制化により、教育内容・教育年限・教員資格などが整備され、初等学校教員養成の基本的枠組みが確定されたのである⁷⁾。

第二次大戦後もこの枠組みは基本的に継承され、1946年6月6日の政令により、戦後の師範学校制度すなわち初等学校教員養成制度の構造ができあがった⁸⁾。それは原則的に、修業年限4年で、バカロレア(中等教育修了資格)課程と教職課程をそれぞれ二年履修するもので、ここにおいて師範学校(それは学校体系上中等教育と高等教育にまたがる特異な存在)による正規の初等学校教員養成の独占体制が確立されたのであった。

その後、主として教育内容面での教職専門性の強化とともに制度上では大学との連携を深める改革が実施された。1979年のブーラック改革、すなわち教職課程の修業年限を4年に延長して教職専門教育の充実を図るとともに、その三年間で国立大学と連携して開講される一般教育をも修得し、修了生は大学一般教育免状も取得できる形態への改革⁹⁾、また1986年のシュヴェーヌマン改革、すなわち師範学校入学資格を大学の第一期課程2年修了後(平均的年齢で二十歳)とし、師範学校での教育は2年間の専門的・職業的教育とすることで養成教育の事実上の延長ならびに養成教育の内容(質)の向上をめざした改革¹⁰⁾が実施されたのである。これらの改革は1990年代の抜本的な改革への方向性を示すものであった。しかしながら、19世紀以来の伝統、すなわち①初等学校教員の養成は独立した教育機関である師範学校がその主たる場を独占的に占めるというシステム、②「教諭(instituteur / institutrice)」と称され、中等教育以上の教員(professeur)と明確に区別された初等学校教員の特性は依然として残され、フランスの教員養成制度の特性として堅持され続けたのであった。ここに抜本的な改革をもたらしたのが、1989年の教育基本法の制定とそれともなう90年代の教員養成制度の再編成であった。次章では、そのアウトラインについて、主に法制的側面から紹介する

こととしたい。

II. 教育基本法の制定と教員養成改革

1. 教育基本法と教員養成

1988年の大統領選挙では、次期7年の再選をねらうミッテランは、教育(改革)を優先的政策課題として位置づけることを公約し、他の支出を削減してでも教育予算を第一位にすることを公言した。その具体化が教育基本法(Loi d'orientation sur l'éducation du 10 juillet 1989)であり¹¹⁾、そのなかでかねてから問題となっていた教員養成¹²⁾の改善・刷新が盛り込まれたのであった。この教育基本法は我が国のそれとは異なり、具体的な政策措置をも規定した「教育計画的な性質を持つものであり、発展のための法律」¹³⁾とされる。教員養成に係わる条項を引用しておく。

「第17条：1990年9月1日より、各大学区ごとに、一つの大学付設教師教育部(institut universitaire de formation des maîtres)が創設される。大学における教職員がこれらに関与し、施設設備を利用することによって、これらの高等教育機関の制度的責任を保障するために、これらの大学付設教師教育部は、同一大学区の一つまたは複数の大学に附属するものとする。コンセイユ・デタ(参事院あるいは法制局)の政令が定める条件と限定の範囲内で、一定の大学区において複数の大学付設教師教育部を設置すること、または大学とは別の科学的、文化のおよび専門的性格を有する公的機関(公施設法人)(établissements publics)に、この大学付設教師教育部が附属することが規定される。

大学付設教師教育部は、高等教育の公施設法人(établissements publics d'enseignement supérieur)である。行政的性格を有する公施設法(établissements publics à caractère administrative)として、大学付設教師教育部は、国民教育大臣の監督の下に置かれ、コンセイユ・デタの政令により定められた規則にしたがって組織される。

国により定められた基本方針の枠内で、これらの大学付設教師教育部は、教育職員の専門的初期養成教育(formation professionnelle initiale des personnels enseignants)を行う。この養成教育には、教育職員全体に共通するものと、教科ごとの、および教育段階ごとの特別なものが含まれる。

大学付設教師教育部は、教育職員の継続教育と、教育に関する研究に関与する。

大学付設教師教育部は、学生のために、教員になるための職業準備教育を組織する。

大学付設教師教育部は、校長により管理される。校長は、当該教師養成部の管理委員会(council d'administration)により作成された校長候補者名簿に基づき選任され、国民教育大臣により任命される。大学付設教師教育部は、大学区総長 (recteur d'académie) により主宰される管理委員会により管理される。

前項の管理委員会には、コンセイユ・デタの政令により定められた条件の中で、特に、この教師養成部が附属している教育機関の管理委員会の代表、市町村・県および州の代表、教育養成にあたる教職員の代表、教員養成教育を受ける立場の教職員の代表および養成教育を受ける学生の代表を含む。

現在の師範学校および教員養成センターの教職員が、新しく発足する大学付設教師教育部の中で、その職務を遂行するにあたって選択しうる条件については、コンセイユ・デタの政令がこれを定める。

・・・以下、省略・・・⁽¹⁴⁾

これで明らかのように、教員の養成（ならびに現職教育）は1990年以降、初等・中等を問わず一本化され、そのための専門教育機関として大学付設教師教育部（以下、IUFM 略称する）が創設されることとなった。当時の文相ジョスパンは、教育基本法成立後ただちに、そこに示された教員養成・教員採用全般の改革を図るための委員会（委員長：ダニエル・バンセル）を発足させ、教員養成の目標・内容・形態そしてIUFMの機構についての報告書を提出させた⁽¹⁵⁾。ここでは、『月刊ル・モンド教育版』に掲載された、その概要とコメントを紹介しよう。

2. 教員養成の統合とIUFMの創設

「師範学校の廃止、教員採用試験の全面改訂および各大学区での特別な教育機関の創設・・・中略・・・1992年からの初等・中等教員の養成は、真の文化的革命を受けざるを得ないだろう」⁽¹⁶⁾とはじまるこの概要紹介とコメントは、バンセル報告を次の二つのキーワードで特徴づけている。それは、①第二段（中等）教育教員の養成を専門化すること、そして、②師範学校が行ってきた教育を外に向かって拡大すること、である。後者はとくに、今後初等学校教員を志す者は学士号(la licence)取得後から教員養成教育を受ける、すなわちIUFM入学が可能となること、したがって教員養成はすべて大学（3年課程）の学

士号取得後に行われるようになることを意味している。と同時に、初等・中等教育教員の統一された養成機構により、初等教育教員と中等教育教員との厳然として区分をなくし、これまで「教諭」とされた初等学校教員も、「教授」として統一されることを意味しているのである。

また、教員養成の「専門化」とは、将来の教員に求められる資質の内容を示すキーワードである。要約すれば、教育目標たり得る知識の伝達とその成果の適切な評価ができることはもちろんのこと、様々な人間・環境関係(des phénomènes relationnels)を把握・活用し、担当学級にこもることなく多くの同僚・関係者とともに「学校教育計画」を策定できる能力であるとされる。そのために、新たな養成機関IUFMでは、学士号取得後の学生にまず1年間、学問的ないし教科専門的教育と教育法(didactique)の教育とを履修させた後に採用試験にのぞませ、合格後さらに1年間、教育実習を多く含む教育を受けさせるという、IUFMの構想を述べるのである。もちろんこの記事はコメントおよび問題点の指摘も忘れない。とりわけ「恐るべき賭け」とするのは、①2,300名の師範学校教授たちの配置変換の処理⁽¹⁷⁾の問題、②現状では教員養成に関心の少ない大学関係者から、どうして協力をあおげるか、という問題⁽¹⁸⁾である。1989年の時点では未解決とされる問題であるが、とにかく翌90年度には先行的なIUFMが創設され、さらに91年度には20、92年度には30のIUFMの創設予定を示しているのである。

以上、『ル・モンド教育版』からはIUFMの基本的性格、①公施設法人として設置され、初等・中等教員養成を統一的行う、②学生は大学の学士号取得（ほぼ20-21歳）後に入学し、第一学年修了時に教員採用試験を受験、合格者が第二学年に進級、教育実習をコアとする教科と教職の専門的教育を受けること、などが予定されていたことがわかる。それでは、実際のIUFMはどのように組織され、どのような養成教育が準備されたのか、次にはこれらの点につき、法制上での整理と紹介を試みよう。

III. IUFMにおける教員養成

1. IUFMの組織・形態

(1) IUFMの組織は、旧来の師範学校の教授組織のような固定化された特定の組織（団体）としては構成されず、その教職員は限定された期間（5年から10年）において養成教育・教育研究に参加するとい

う流動的なものとなることは、すでにバンセル報告においても予定されていた⁽¹⁹⁾。各県の師範学校を廃止しその資産等を IUFM の創設に活用し、IUFM の組織化を図るための法律は、1990 年 7 月 4 日にだされ、それによって各県では、国と協議のうえ契約を結んだり、師範学校等の資産を国に移管したりして IUFM を組織するなどの方途をとっている。ただし、各大学区(académie: 地方教育行政区) 事務局の置かれる都市への集中をさけるため、旧師範学校などの施設を IUFM の「分校」として利用し、とくに初等学校教授の養成教育が行われているところも少なくないという⁽²⁰⁾。ここでは、一般的な IUFM の組織形態とその運営体制を定めた、1990 年 9 月 28 日の政令 (no.90-867) をとりあげよう。

「第 4 条: IUFM は、その使命達成のため、1990 年 7 月 4 日の法律に定める条件の範囲において、国または県により付与された定員 (ポスト)、職員、設備および予算、ならびにその活動に必要な資源を使用するものとする。

IUFM は、上記法律第 2 条に定める協議によって決められた方式に従い、付設される施設・機関によって利用できる様々な手段、とくにその職員を活用するものとする。

IUFM は、他の高等教育機関、また管区の諸団体、連合によって利用できるすべての手段を活用できるものとする・・・中略・・・。

第 5 条: IUFM は、科学・教育委員会(conseil scientifique et pédagogique) の補佐を受けて、管理委員会(conseil d' administration)によって管理されるものとする。IUFM は、事務長ならびに一名ないし複数の副校長に補佐された校長により運営される。

第 7 条: 管理委員会は、IUFM の存在する学区の総長(le recteur de l' académie)によって主宰される。委員会は 40 名を上限として、以下のものにより構成される。

1. 付設される施設・機関の代表者
2. 下記の団体からの代表者
 - 大学教授および相当する教職員
 - その他の教育・研究者とそれに相当するもの
 - ・・・中略・・・
3. 学生等からの代表者
 - 初期養成教育(formation initiale)を受ける学生、中等教育実習生、見習い(試補)教授
 - IUFM で継続教育を受ける現職教員
4. IUFM の所在する地方自治体の代表

5. 教育、教員養成および教育研究に係わる学識経験者で、学区総長の任命した者

・・・以下、中略・・・

第 8 条: 科学・教育委員会は 40 名以下で構成される。委員会には、大学付設教師教育部の教員および教育カウンセラーの代表、学生、中等教育実習生および見習い(試補)教授の代表、付設する機関の学会会議の代表、研究と教育の分野において IUFM 管理委員会の承認ならびに学区総長の任命する学識経験者、視学団とくに学区視学官の構成員、学区総長に任命された県の教育業務担当者が含まれる。IUFM 校長もその構成員である。

第 18 条: 科学・教育委員会は、養成教育および継続教育の方針、教育研究活動への IUFM の係わり方、そして IUFM のポストの在り方について、管理委員会の諮問を受ける。

委員会は、養成関係者と学生・現職教員等との協議を円滑にし、かつ利用者の学習環境・条件を改善すべき手段を提案する。⁽²¹⁾

このように IUFM は幅広い分野からの人材で構成される管理委員会が統括し、教育の基本方針等については科学・教育委員会が立案・計画することとされている。実際に養成教育を担当するスタッフもまた多岐にわたり、かつ流動的で、大学等の高等教育機関の教員・研究者、IUFM での教育を継続することを希望した師範学校などの教授、常勤または非常勤の初等・中等教育の教員、実習現場(必ずしも学校とは限定されず、中等教員養成では企業なども含まれる)で教育養成にかかわる実習養成指導者などで構成されている⁽²²⁾。

(2) 入学条件

すでにみたように、IUFM への入学には学士号をもつことが原則的な条件である。入学志願者はそれぞれ希望する校種・教科を志願し、入学判定委員会が提出された願書・書類を審査することによって(場合によっては面接もある)決定される。判断基準は志願者の学力と教職志望の動機であり、場合によっては職業経験も加味される⁽²³⁾。原則的な条件である学士号とは、大学(国立大学)一般教育課程第 3 学年修了証のことであり、我が国での「大学卒業」という概念とは少し異なることに注意したい。IUFM への入学判定については、1994 年 12 月 7 日の省令を引用しておく。

「第 2 条: 入学の決定は、教育部の受け入れ定

数に応じて、第4条に定める委員会を主宰する校長が、委員会の提案にもとづき行うものとする。

委員会の提案は、管理委員会の定める方法にしたがった志願者審査の後になされ、公開の対象とされる。

第4条： 入学志願者判定院会の委員は、IUFMの校長により指名される。

委員は、教育・研究者、視学官、中等教育に係わる施設の長、初等・中等教育に係わる教職員、それ以外の有識者によって構成される。」⁽²⁴⁾

なお、大学においても教職への早期啓発（動機づけ）に関する科目が準備されていることも多く、具体的には、口頭発表やミニ実習のような形で自己の職業発見を促し、自分に適した大学一般教育修了証の選択などの履修を導くものである⁽²⁵⁾。

2. IUFMの養成教育

(1) 教育課程の内容

IUFMの教育内容とその課程編成については、1991年7月2日の政令にもとづき、同日付の通達(no.91-202)が、具体的に規定している。この通達は、IUFMの教育課程および修了認定に関する国家基準を定めたものであるので、順をおって紹介また引用することとしたい⁽²⁶⁾。

1) IUFMの教育と修了認定に関するアウトライン

A) 教育内容の決定： 認可の手順

各IUFMは「高等教育機関としての教育的自治を尊重して」その全般的な教育課程を編成するが、その手順は、校長が管理委員会及び科学・教育委員会の承認を得て編成計画を国民教育省に提出する。国民教育省ではそれが国家基準と目標に適合していることを審査した後、各IUFMにその教育の実施の許可を与える⁽²⁷⁾。

B) 教育の全般的原理

教育の基本： 理論と実践の結合

IUFMは、理論と実践を結合する教育の構想を展開し、教職という現実との対決(confrontation)を直ちに導入する。教科に関する知識は、教員志望者にその教科内容に精通するとともに他の教科との関連を理解するように教育される。教育学的教育は、大学での学問と(小)学校での教科との違いを理解し、学問知識を学校の児童・生徒に適した教育内容に置き換えること、そして学習過程でのつまづきをすば

やく発見し、その克服のための教育的状況を創造できるようにすることが期待される⁽²⁸⁾。

C) 教育の全体的な構造

教育の編成は、修学期間全体にわたり理論的教育と実践的教育の結合に基づくが、全体として、2年間のうちの3分の1が教育実習およびその準備と分析・フォローアップに割かれると考えてよい。残り3分の2は、教科に関する授業、とくに教員採用試験の準備の範囲での授業、専門論文作成に係わるより深い教育、および一般教育に当てられる⁽²⁹⁾。

一般教育(la formation générale)は、内容的には教職教養に相当する。通達にあげられた具体的なテーマ(授業題目)には、児童・生徒の心理的・生理的な発達、学習理論、評価法、学級編成法、教育の目的と諸目標、教員の身分—権利・義務、責任、職歴など一、進路指導、情報工学と視聴覚機器、などがあり、その配当時間数は2年間で最低でも120時間とされている⁽³⁰⁾。

以上はIUFM全般の、すなわち初等・中等教育教員養成全般に係わる教育原理と構造、および一般教育であるが、以下に、初等段階(le premier degré)の教員すなわち初等学校教員の養成教育に係わる部分を紹介しよう。

D) 初等段階の教員の教育

IUFMで受ける2年の教育のうち、500時間の教育実習—18から19週間に相当—があり、その最後に責任担当実習(stage en responsabilité : 教生経営)がある。また、IUFMでの教育は、1,000から1,200時間にのぼる。

教育は、学生の希望と入学前の学習状況を考慮したものとし、授業単元(モジュール)は、保育学校(幼稚園)および小学校における教育に関するものと一般教育とを統合し、それをIUFMにおける教育の多様な段階に共通する教育とする。教科に関する教育は、様々な教科の授業に相互の関係をもたせることで小学校教授志望学生に多様性を保障するようにする。フランス語と数学のほか、表現法と体育・スポーツ教育は、2年にわたり必修とされる。とりわけ、小学校の各学年(課程)の教育計画についての特徴を明確にし、学校全体での授業計画の多様性について考察できるよう配慮しなければならない。保育学校の特異性についても明確なかたちで配慮し

て、小学校教授志望学生にその職務遂行に必要な教育内容をもりこむよう努めなければならない⁽³¹⁾。

教育実習以外の教育の配分は、第1学年では、教科に関する科目が教員採用試験での必修科目と選択科目に対応する内容および表現法で60%、一般教育が残り40%、第2学年では教科に関する科目が、フランス語・数学、体育および採用試験で選択しなかった科目と表現法で50%、一般教育が50%となっている⁽³²⁾。

以上のように、教育実習以外の、いわばIUFM内部での専門教育は、基本的にはフランス語、数学(算数)、体育を中心に小学校での各教科の教育、およびいわゆる教職的な教育(一般教育)で構成されている。なかでも各教科の縦割り教育を避け、できるだけ教科間の相互の関係を明確にしようとする点に特徴があるといえる。とくに第1学年の教育課程は基本的に教員採用試験対策となっていることが注目されよう。学生はこの第1学年修了時に採用試験を受験し、合格(すなわち試補教授として採用)した者が第2学年に進級する仕組みになっているのである。したがって第1学年は必ずしも必修課程ではなく、採用試験に合格した者は第2学年に編入できるようになっている⁽³³⁾。なお、上記の省令では教育実習についての細目はないが、IUFM修了認定(教員としての正式任官の証明となる)に関する規定に関連事項があるので、紹介しておく。

E) 教育修了認定の手順

IUFMの学生(見習い=試補教員)の修了認定は3点にわたる評価に基づく。すなわち、①責任担当実習、②実践に関するテーマの分析(専門論文)、③授業単元(モジュール)、である。このうち①と②をとりあげてみる。

教育実習

この評価は年間を通して行われるが、とくに責任を持たされた学級における教育実習でなされた順次的な流れ(系列:séquences)について、およびそこでの対話と活動の観察に基づく。

実習のフォローアップは、①学生が教育活動計画を編成し、教育目標と児童・生徒に適した学習環境を準備できるか否か、②学習環境の調整、学習の評価、児童・生徒の学習の支援などに対処できているか否か、の評価を行う。

専門論文

これはとくに責任担当実習の時の専門的な実践の分析に基づくもので、①その実践に関する問題点の発見、②その問題の分析およびその関連領域における実践に関する省察の提示、を審査するもので、論文として提出が求められる。これは共同で、あるいは個人で作成し30頁以内とし、それについては公開審査がなされ、議論の能力も検査されることとなっている⁽³⁴⁾。

以上がIUFMでの教育内容についての一般的な規定である。これはあくまでも法規上の内容事項であるから、最後に、個別具体的な事例を簡単に紹介しておこう。

(2) パリ大学区 IUFM の事例から

ここでは、パリ大学区に1991年9月に設置されたIUFMをひとつの具体的事例としてとりあげ、a)その概略、b)初等学校教員養成の教育課程について紹介する⁽³⁵⁾。

a) 概略

1991年9月の創設にあたっては、事実上、大学区(パリ)の二つの師範学校と一つの地方教員養成センターを統合し、その施設設備を使用して設置された。そこでは、初等学校教授、コレージュおよびリセの教授および教育専門カウンセラーの養成教育を実施している。また特殊教育関係の教員および学校心理士(psychologues scolaires)の養成も行い、現職教員の継続教育と教育に関する研究にも携わっている⁽³⁶⁾。大学とは密接かつ特別な関係にあり、パリ第1大学(哲学、歴史・地理、造形美術の分野で協力、以下()内は協力分野を示す。)、第3大学(現代文学、英語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、イタリア語)、第4大学(古典と近代文学、哲学、歴史・地理、音楽教育、英語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、ロシア語、アラビア語)、第5大学(体育・スポーツ教育、英文学)、第6大学(物理、数学、自然科学)、第7大学(現代文学、歴史・地理、数学、英語、中国語、文献・情報検索、自然科学)、というように、とくに第二段(中等教育)の教員採用試験のための教科に関する科目において協力をあおいでいる⁽³⁷⁾。

b) 初等学校教員養成の教育課程

教育課程を学年別に示しておこう。

第1学年では、「複数の専門分野(教科・科目)にまたがった教育」が364時間を占め、内訳は、

- ・必修科目—フランス語, 数学, 公民教育, 体育
- ・選択科目—第1群: 歴史・地理, 生物・地学,
物理・技術

—第2群: 造形美術, 音楽, 現代語
(二つの群のうちいずれかを選択。選択は教員採用試験に対応する)

- ・随意科目—三つの授業単元(モジュール)を選択する。

さらに、「特別教育(教職関係)」として130時間配当されており、内訳は、

- ・授業について
 - 授業, 児童・生徒と教育
 - 口頭諮問の準備: 口頭発表と面接
 - 随伴実習(stages de pratique accompagnée)の準備

そして「教育実習」として6週間、162時間が配当されている。その内訳は、

- 1週間: 学校, その環境, 教員集団, 教師の経営責任の観察, ならびに学校生活への参加。その後, IUFMにもどり, 観察のまとめと次週以降の準備をする。
- 2週間: 第1期随伴実習: 学級観察を主題とした実習。
- 3週間: 第2期随伴実習: 学級経営準備を主題とした実習。観察, 順次的な流れ(系列: シーケンス)の分析, 指導教員の下での授業と評価の準備と導入。

最後に「共通の一般教育」として, 40時間。これは選択科目と一般講義の形態で行われる。授業単元(モジュール)は採用試験と直接関係し, 次のようである。

- 1単元: 各教科, 教科課程に係わる授業
- 1単元: 教科にかかわらず全体的な授業(学級の観察, 分析, 学校, 教育制度の知識)
- 一般講義: 2時間: 専門家による特別な情報の提供。

以上が, 第1学年の教育内容である³⁸⁾。

第2学年については, 教育実習の占める割合が高くなる。また, 卒業論文に相当する「専門論文」が課せられている。まず, 「教育実習」には11週間, 297時間が配当される。

—第3期随伴実習: 児童の評価をテーマにした実習が3週間。最後の週には, 指導教員の学級において, 実際の学級経営を体験する。

—責任担当実習: 4週間づつ2期にわけて計8週間。指導教員に代わり, 学級を責任をもって教授・指導・経営する。

そして「専門論文」の準備に50時間。30頁にわたる論文を, 実習期間の専門的な実践に基づいて作成しなければならない。論文指導教官の支援のもと, 教育に固有の問題を見つけ, 分析する。指導教官のセミナーがある。

教育実習について配当時間の多いのが, 「教科に関する教育」で, 272時間。

- ・必修科目—フランス語, 数学, 体育
- ・選択科目—第1群: 歴史・地理, 生物・地学
物理・生物

—第2群: 造形美術・音楽・現代語

各学生は第2群から2科目選択。ただし, 第1学年を修了した学生は, 第1学年で選択しなかった科目を履修する。

また, 教職科目に相当する「特別な教育」が143時間配当されている。

- ・責任担当実習の準備—実習前の1週間。

- ・必修の2授業単元(モジュール)

—情報工学と視聴覚教育

—教えること: 遊戯の概念と実践

- ・選択の2授業単元(モジュール)

—教科の枠を超えたものが準備される。

- ・専門的授業単元

—初等学校の各学期におけるそれぞれの学習単元

最後に, 「共通の一般教育」があり, これは学生によって受講時間の幅があり, 52から80時間。

内容は多岐にわたっており, テーマとしては, 初任教員の困難, 児童の学習, 評価と進路指導, 教師の職務, 視聴覚教材等の教具, 教育問題についての講演, などがあげられている³⁹⁾。

以上, パリ大学区のIUFMについて, およその概要と教育課程を紹介したが, 先にみた省令の示すアウトラインを多少とも具体的に把握することができると思う。

IV. おわりに — まとめに代えて

フランスにおいて90年代から開始された新たな

教員養成制度の改革について、初等学校教員の養成を中心に紹介してきた。以下にその特徴を簡潔にまとめておく。

まず伝統的な師範学校での養成体制の廃止は、教員養成を広く開放したこと、それに伴い初等学校教員と中等教員の、少なくとも職名および給与面での区別が解消されたことをもたらした。また、新たに創設された大学付設教師教育部により、教員養成の統一化が実現した。これは教員採用と密接にリンクしたシステムで、入学者にとっては第1学年修了時に採用試験が実施され、合格すれば試補教授として俸給を受けながら第2学年に進級することとなり、また、第1学年を経なくとも採用試験に合格すれば第2学年に編入する、という仕組みにより、すべての教員が1年間試補教授としての職業専門教育を受けることとなったのである。

このように特定の段階の教員養成に特化せず、初等・中等教育教員すべてを統一的な組織で養成する方向性を選択したことは、特記されるべきである。そしてその教育内容は、すでに見たように「理論と実践の結合」をキーワードとして、教育実習に重点を置く編成となっており、しかも教科指導とともにすぐれて実務的な実習となっていたことが特徴的であろう。この実際上の展開についてはさらに詳しく紹介しなければならないが、今後の課題とさせていただきます。

註

- (1) 先行研究については参照・引用の都度、明示する。
本稿は、小野田正利「大学付設教師教育部における初等・中等教員養成制度統一の意義と課題」小林順子編『21世紀を展望するフランス教育改革』東信堂、1997年、および著者の小野田氏の助言に全面的に依拠していることを特記しておく。
- (2) 改革関連法規については、その殆どをフランス国民教育省のホームページから参照・引用している。引用の出典はHPのアドレスにて示す。
- (3) 井上星児「教師の就職前教育」、原田種雄他編『現代フランスの教育』早稲田大学出版部、1988年、197頁
- (4) 松島鈞『フランス革命期における公教育制度の成立過程』亜紀書房、1968年、187-188頁、Gontard, M.: La Question des Ecoles normales

- primaires de la Révolution de 1789 à 1962, Toulouse, 1975, pp.9-10
- (5) Demnard, D.: Dictionnaire d'Histoire de L'Enseignement, Paris, 1981, pp.367-368
 - (6) Gontard, M., op. cit., pp.23ff.
 - (7) *ibid.*, pp.89ff.
 - (8) *ibid.*, pp.122-123
 - (9) 小野田正利「フランス教師教育研究 ―初等学校教員の養成・任用制度―」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第34号、1987年、65-68頁
なお、ブーラックは当時の文相名。正確には、1978年6月25日付け省令を中核とする改革である。
 - (10) 井上星児、前掲論文、197-203頁
 - (11) 小野田正利「フランスの1989年教育基本法(ジョスパン法) 研究① ―解説と資料―」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第40号、1991年、29-30頁
 - (12) 教員不足のこと。井上前掲論文、200頁
 - (13) 小野田正利、前掲「フランスの1989年教育基本法(ジョスパン法) 研究①」、30頁
 - (14) 出典は、
<http://www.iufm.education.fr/IUMF/loi89486.htm> ,
訳文は小野田正利、同上論文の翻訳にほとんどしたがっている。
 - (15) 小野田正利、前掲「大学付設教師教育部による初等・中等教員養成制度統一の意義と課題」、240頁
 - (16) 以下の叙述は、Garin, C., "Unrapport sur les futurs instituts universitaires de formation des maîtres, un creuset unique", Le Monde de L'education, No.166, déc.1989, pp.14-15
 - (17) この問題に関しては、1989年時点で職員組合との交渉中であること、また教官の移籍については研究業績等の書類審査もあり得ることが示唆されている。*ibid.*, p.15
 - (18) 1979年のブーラック改革で示された「師範学校と大学付設教師教育部との協同関係」は、必ずしも円滑に進んではいなかった。井上星児、前掲論文201頁
 - (19) Garin, C., op. cit., p.15
 - (20) 小野田正利、前掲「大学付設教師教育部による初等・中等教員養成制度統一の意義と課題」、244頁
 - (21) <http://www.iufm.education.fr/IUFM/decree90-867.htm>
 - (22) 小野田正利、前掲「大学付設教師教育部による

- 初等・中等教員養成制度統一の意義と課題」, 246
頁
- (23) 同上,
- (24) <http://www.education.fr/formation/textesofficiels/loi7dec94.htm>
- (25) 小野田正利, 前掲[大学付設教師教育部による初等・中等教員養成制度統一の意義と課題], 254
頁
- (26) 以下, この省令からの引用はすべて,
<http://www.iufm.education.fr/formations/textesofficiels/2juillet1991.htm> による。以下は頁数のみ示す。
- (27) *ibid.*, p.1
- (28) *ibid.*, p.2
- (29) *ibid.*, p.3
- (30) *ibid.*, pp.3-4
- (31) *ibid.*, pp.4-5
- (32) *ibid.*, p.5
- (33) 小野田正利, 前掲[大学付設教師教育部による初等・中等教員養成制度統一の意義と課題], 247 頁および 254 頁
- (34) <http://www.iufm.education.fr/formations/textesofficiels/2juillet1991.htm>
- (35) 以下は, パリ学区 IUFM のホームページからの引用・参照である。 <http://www.paris.iufm.fr/formation>
- (36) *ibid.*,
- (37) <http://www.paris.iufm.fr/formation/sitesenseignements.php3>
- (38) <http://www.paris.iufm.fr/formation/pe1sd.php3>
- (39) <http://www.paris.iufm.fr/formation/pe2sd.php3>

Title : A Study on the Reform of Teacher Training System in France

Masanobu ONOUE (Faculty of Education, Okayama University)

Abstract : In France, from 1990, all teacher training systems, primary and secondary, have been assimilated in the new training institutes : the university institutes of teacher training (Institues Universitaires de Formation des Maîtres). Until then, there was long-standing division which had been based upon very different training institutions for primary and secondary school teachers. The creation of the university institutes of teacher training repeals this division and establishes a completely different concept of teacher: as a professional expert in Education, whether he/she teaches at a primary or secondary level. In this paper, I present some features of this reform and new training of the new institutes through ministerial ordinances and an example of Paris institute.

Keyword : teacher training, France, primary education, normal school, university